

2024年1月1日より電子帳簿保存の義務化

いよいよ師走を迎えますが、この年末に電子帳簿保存法の猶予期間の期限を迎え、年明け1月1日以降は電子的に発行された請求書・領収証・納品書・契約書等の保存は紙での保存が認められなくなります。そこで、今回は電子帳簿保存法の内容について解説していきます。

電子帳簿保存法とは？

電子帳簿の保存方法（会計データや決算書等を電子データのまま保管する方法）

各種紙書類のスキャナ保存（紙で受領・作成した書類を画像データ等の電子データで保管する方法）

電子取引データ保存（電子的に授受した取引情報をデータで保存する方法）

に関して定めた法律ですが、**及び** については任意であり大きな問題とはなりません、**の** 電子取引データについてはこれまでの取扱いとは異なることから注意が必要です。

電子取引データ

国税庁のパンフレットでは「紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子取引データ」とあり、「請求書・領収証・契約書・見積書など」となっています。これらの書類が電子メールの本文・添付ファイルとしてやり取りされる場合、WEB上でのみ表示される場合には電子取引データとしての保存義務が生じることとなります。（電子取引の例）



- ・Amazon や楽天市場等で購入した場合
- ・ETCの利用料金
- ・Netflix やクラウドストレージ利用等の各種サブスクリプションサービス
- ・その他

ここで一つ注意点です。上記例はこちらが購入者側に立ったことを想定する内容ですが、当方が発行する請求書・領収証・契約書・見積書についても同じように電子メールの本文・添付ファイルとしてやり取り、又はWEB上でのみ表示される場合には電子取引データに該当し同様の取扱いとなります。

話は少しそれますが領収証や契約書についてはその内容・金額に応じて印紙を貼らなければなりませんが、それらを電子的に発行すると印紙税はかかりません。これらの書類を作成する機会の多い方については電子領収証や電子契約書への移行を考えられてはいかがでしょうか？

電子データの保存方法（3つの要件のうち2要件）

要件1 - 改ざん防止のための措置 -

タイムスタンプの付与や履歴が残るシステムでの授受・保存が原則ですが、「改ざん防止のための事務処理規定」を設けそれを遵守する事で要件を満たしたことになります。この事務処理規定のひな型は下記国税庁ホームページにありますので、ダウンロード後に

どのように保存する必要があるの？

- 1 **改ざん防止のための措置**をとる必要があります。
- 2 **「日付・金額・取引先」で検索**できる必要があります。
- 3 ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※ 保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

適宜変更を加えご利用ください。

【 国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm> 】

要件2 - 日付・金額・取引先で検索 -

こちらについても、市販やオーダーメイドでのソフトを用意すれば十分に要件を満たすのですが、国税庁ではそれ以外でも以下のような工夫をすればその要件を満たすことになるとしています。

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

〔イメージ〕

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	株霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20210228	330000	国税工務店(株)	領収書
...	...	...	...	...
49	20211217	220000	株霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店(株)	領収書

◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

〔イメージ〕

20210131_110000_(株)霞商店.pdf
20210210_330000_国税工務店(株).msg
20210228_330000_国税工務店(株).pdf
20211217_220000_(株)霞商店.msg

(例) 2021年1月31日(株)霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131_110000_(株)霞商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

以上のように、専用ソフトを用いずとも比較的簡単に保存方法の要件を満たすことができますので、「市販ソフトを検討しているが、金額がどうも・・・」という方は一度試されてはいかがでしょうか？

電子データ保存への対応が間に合わない場合

国税庁の「電子帳簿保存法一問一答 問61」に、仮に対応が間に合わない場合が質問されていますが、ここでは、税務署長が相当の理由があると認めた場合であっても電子データとしての提示は必須となりますので、対象となる電子取引データについては前述の要件を満たせなかったとしても必ずデータとして保存してください。

尚、「相当な理由」とは、同一問一答では「・・・自己の責めに帰さないと言い難いような事情も含み、資金繰りや人員不足等も正当な理由となります。これに対する事前届出は不要です。

以上、電子帳簿保存法の電子取引について解説してきましたが、10月1日から始まったインボイス制度導入の直後という事で、年明けの業務はかなり混乱することと思います。今から少しずつ準備をしていきたいものです。

今回の件について不明点などございましたら、弊所担当者までお尋ねください。

№111 令和5年12月6日発行 【担当】上田 隆行



税理士法人 昂

【熊本オフィス】
〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL:096-342-6307 FAX:096-342-6308

【筑紫野オフィス】
〒818-0023 福岡県筑紫野市若江140番地4-2階
TEL:092-555-9205 FAX:092-555-9206